
平成25年 第5回 12月（定例）中間市議会会議録（第3日）

平成25年12月18日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成25年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第53号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 2 第54号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 3 第55号議案 平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 第56号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 第57号議案 平成25年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 第58号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- （日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 第59号議案 中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第60号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第61号議案 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 第62号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- （日程第7～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）
- 日程第12 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）
- 日程第13 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7件）
- 日程第14 第66号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）
- （日程第11～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第15 議員提出議案 中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正
第 3 号 する条例
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 「要支援者」を介護保険給付の対象者から外さないことを
第 2 2 号 求める意見書
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 ブラック企業の根絶を求める意見書
第 2 3 号
(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
第 2 4 号
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
第 2 5 号
- 日程第20 意見書案 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意
第 2 6 号 見書
(日程第19～日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	白尾 啓介君
市民部長	高橋 洋君	保健福祉部長	白橋 宏君
建設産業部長	後藤 哲治君	教育部長	松尾 壮吾君
上下水道局長	永野 博之君	市立病院事務長	三島 秀信君
消防長	安田光太郎君	総務課長	園田 孝君
企画政策課長	藤崎 幹彦君	財政課長	田代 謙介君
人権男女共同参画課長			古賀 敬英君
福祉支援課長	藤田 宜久君	介護保険課長	小南 敏夫君
健康増進課長	濱田 孝弘君	土木管理課長	藤田 晃君
都市整備課長	間野多喜治君	下水道課長	中嶋 秀喜君
営業課長	久野 裕彦君	生涯学習課長	安永日出男君
市立病院課長	芳野 文昭君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	熊谷 浩二君

午前9時57分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さんおはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第53号議案

日程第2. 第54号議案

日程第3. 第55号議案

日程第4. 第56号議案

日程第5. 第57号議案

日程第6. 第58号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、第53号議案から、日程第6、第58号議案までの平成25年度各会計補正予算6件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第53号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,880万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4,940万円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、まず、人事異動及び給与削減措置に伴い、職員人件費が特別職と一般職との合計で、1億110万円減額されております。

また、例規システム賃借料として、平成25年度から平成30年度まで総額1,100万円の債務負担行為が追加されております。

次に、教育費においては、市内小中学校の職員用パソコン不足分の購入費用として520万円、中学校部活動の参加費等を補助する中学校各種活動費補助金300万円がそれぞれ計上されております。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金5,700万円が追加されております。

討論において、委員から、関連労働者にも多大な影響を与える公務員の賃金の引き下げは景気後退につながりかねないとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

す。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第53号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第54号議案、第55号議案、第58号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第53号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、国の負担金確定に伴う返還金として障害者自立支援医療費国庫負担金270万円、生活保護費国庫負担金1億1,030万円、県の負担金確定に伴う返還金として障害者自立支援医療費県負担金130万円、保育対策等促進事業費県補助金250万円が増額され、民生費の社会福祉費では、障がい者福祉における対象者及びサービス利用者等の増加により、障がい者福祉に要する経費として、生活介護サービス介護給付費等の扶助費9,300万円、老人福祉に要する経費として、介護施設開設準備等特別対策事業費補助金1,300万円が増額されています。

また、地域介護福祉空間整備事業180万円につきましては、全額、県の補助により実施されます。

生活保護費では、老朽化により、公用車購入のための備品購入費140万円が計上されています。

歳入の主なものは、国庫負担金4,980万円、県負担金2,490万円、県補助金1億3,400万円が増額され、国庫補助金1億2,100万円が減額されています。

次に、第54号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

歳出の主なものは、一般被保険者第三者納付金の増額に伴い、第三者行為求償委託料110万円が増額されております。

また、給与減額措置及び人事異動等に伴う給与等の変動から、職員人件費800万円、支出額の確定により老人保健拠出金300万円が減額されています。

また、支出額決定に伴い、後期高齢者支援金等2,260万円、介護納付金1,180万円、前年度補助金確定に伴い、償還金利子及び割引料6,060万円が増額されております。

歳入の主なものは、国庫負担金1,000万円、国庫補助金430万円、一般被保険者第三者納付金2,350万円、歳入欠かん補填収入5,170万円が増額され、一般会計繰入金750万円が減額されています。

次に、第55号議案平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、国及び県からの平成25年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金が5,020万円の歳入見込みとなったことによるものです。このことにより、県支出金が5,020万円増額され、諸収入が4,890万円減額されております。

歳出につきましては、未収入債権の回収強化と補助金申請に必要となる諸調査を実施するための公用車を購入する費用として120万円が計上されております。

次に、第58号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

保険事業勘定の歳出では、給与削減措置及び人事異動に伴う給与等変動により職員人件費680万円が減額されています。また、介護保険申請件数の増加により、認定審査委員報酬100万円が増額されています。介護サービス事業勘定では、新予防給付ケアプラン作成件数の増加により、居宅介護支援事業費210万円が増額されています。

歳入では、歳出の減額に伴い、介護保険料及び国庫補助金、県補助金、支払基金交付金等170万円、一般会計繰入金400万円が減額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第53号議案、第54号議案、第58号議案は賛成多数で、第55号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第53号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第56号議案及び第57号議案の補正予算3件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第53号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では交通違反・反則金の還元金であります交通安全対策特別交付金130万円、社会資本整備総合交付金事業都市防災分の追加要望に伴う国庫補助金として150万円が増額されております。また、通谷市営住宅の土地売払収入として640万円が計上されております。

次に、歳出では、交通安全対策費においてカーブミラー、ガードレールの設置等、施設整備工事費として130万円が増額されております。土木費の道路新設改良費では、上底井野地内道路整備工事及び東中間二丁目地内道路改良工事費として780万円、また、土

木技術職員がより効率的に業務を行えるようCADソフトウェアの購入費として180万円が計上されております。河川総務費では、上底井野ほか2件の水路浚渫工事費として100万円が増額されております。都市計画総務費では、仮屋大膳橋線街路事業の変更に伴う地元負担金として250万円が増額され、住宅管理費では、通谷市営住宅の市有地の売払いに伴う法面改良工事費として420万円が計上されております。消防費では、給与削減措置等により職員人件費1,060万円が減額されております。

討論において、委員から、職員給与カットによる補正が含まれているという点で賛成できないとの意見がありました。

次に、第56号議案平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では、賦課対象面積が増加したことにより、受益者負担金880万円が増額されております。また、この增收に伴い、一般会計からの繰入金1,030万円が減額されております。

歳出では、一括納付件数が増加したことにより受益者負担金報償費270万円が増額されております。また、職員の異動等により職員人件費420万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、予算の総額を24億6,828万円とするものであります。

討論において、委員から、職員給与カットによる補正が含まれているという点で賛成できないとの意見がありました。

最後に、第57号議案平成25年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出では、職員の異動等により職員人件費80万円が増額されております。また、電気料金の値上げに伴い、光熱水費210万円が増額されております。

歳入では、一般会計からの繰入金300万円が増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ303万円を増額し、予算の総額を8,784万円とするものであります。

討論において、委員から、職員給与カットによる補正が含まれている点で賛成できないとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決しました結果、第53号議案、第56号議案及び第57号議案、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党を代表して、53号議案平成25年度中間市一般会計補正予算以下54号、56号、57号、58号、各補正予算、関連性がありますので一括して討論を行います。

今回の補正予算は、職員給与の減額のためのマイナス補正が主たるものであり、8月からこの12月までの職員の減額は5,340万円にも上ります。職員に大きな負担を強いるものであり、消費抑制を伴ってまいります。このことは不況下の中であえいでいる市内経済に追い打ちをかけ、ひいてはそこで働いている市内の中小零細業者、商店、そうした方々にも深刻な影響を与えることは必至であります。このような市政運営は認めることができません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第53号議案から第58号議案までの平成25年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第53号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案平成25年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案平成25年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

----- • -----

日程第 7. 第59号議案

日程第 8. 第60号議案

日程第 9. 第61号議案

日程第10. 第62号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、第59号議案から、日程第10、第62号議案までの条例改正4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案、第61号議案、第62号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第59号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、制定日から長年が経過し、準則と一部乖離が生じている現行条例を準則に即した内容に改めることを目的としています。

改正内容といたしましては、財政の動向及び市長の財政方針の公表時期を11月15日から5月1日に、また、前年度の決算状況の公表時期を5月15日から11月1日にそれぞれ改正するものです。

なお、条例改正の施行日は、公布の日からとなっております。

次に、第61号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、来年4月1日付で予定されております機構改革に伴い、関連条例を一括して改正することを目的としています。

主な改編内容といたしましては、まず政策目的の明確化を図るため、総合政策部が新設され、上下水道局に環境保全課が移管されて、環境上下水道部となっております。

また、人口の流出抑制、定住促進を図るため、住宅都市交通対策課が新設されるとともに、遠賀川水源地ポンプ室を核とした観光施策を推進するため、世界遺産登録推進室が課に引き上げられています。

一方、さらなる事務の効率化のため、水道局営業課と工務課が統合されて上水道課に、生涯学習課と中央公民館が統合されて生涯学習課となっております。

さらに、これまでの職員不祥事を教訓として、総務課にコンプライアンス推進係が、生活支援課には生活支援3係が新設されるとともに、各種債権の適正管理を行っていくため収納課に債権管理係が、消防通信システムの高度化、専門性に対応するため消防本部警防課に通信指令係が新設されております。

討論において、委員から、管理部門重視の編成であり、市民と直接接する部門への配慮が足りないとの意見がありました。

次に、第62号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、消費税法等の改正により、来年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が8%に引き上げられることに伴い、関係条例の改正を一括して行うことを目的としています。

改正内容といたしましては、各施設の使用料等を税率8%に対応させた額にするというものです。ただし、継続して使用している上下水道使用料については、来年4月中に額が

確定するものに限り、税率5%で算出するという経過措置が規定されております。

なお、平成27年10月1日から予定されております消費税率10%への引き上げの際の条例改正については、引き上げの前に改めて行う予定とのことあります。

討論において、委員から、施設利用料については、消費税にあわせて自動的に引き上げる必要はないとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第59号議案は全員賛成で、第61号議案、第62号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第60号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されることに伴うものであります。

改正の内容としましては、市営住宅の入居者の資格において、DV防止法の適用条件として婚姻関係が必要でしたが、今回新たに同棲など、婚姻関係がない場合でも入居者の資格対象となるよう改正するものです。

また、市営住宅の入居募集については、より広く市民の皆さんにお知らせするために、ホームページにおいても周知できるようにするものです。

なお、施行日は、平成26年1月3日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第6 1号議案について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

今回の機構改革案を見ますと、部の数が1部増、2課減の2課増、3係増となっています。問題なのはその人員配置です。器だけの問題ではなく、その中身が問題だと思います。

それでも、今の状況で言えるのは、いつもながらの管理部門重視の配置だということです。総務部が二つに分かれていますが、この元総務部門だけが極端に手厚くなっているという状況が見てとれます。コンプライアンス推進係を新設をしていますが、新たな係としての必要性があるのでしょうか。人事係で十分間に合うように思えます。

生活支援課の係を3係にしたことは評価できるのですが、それでも、問題は何人の職員を配置できるかです。職員数があまり変わらないようでは、3係にする効果も半減するでしょう。

また、収納課の債権管理係の新設も、職員配置によっては現在の能力をかえってすぐ結果もあり得ます。基本的にサービス提供課自身が徴収する仕組みのほうが効率的だと思います。

上水道に関しても、今までの営業課と工務課を1人の課長となるようですが、営業課の事務業務と工務課の技術業務での内容には大きな隔たりがあります。

元課からは、課長補佐の配置を求められているようですが、それでは課長補佐に課長業務を求めるのと一緒です。最初から独立課にしたほうがよいと思います。

また、技術畠の課長配置か事務畠かで業務遂行の仕方に大きな差が出るのではないかでしょうか。もう少しきめの細かな配置が必要だと思います。

いずれにしても、今までもそうですが、市民と直接接する部門への配慮が足りないよう見られます。

よって、この条例案には反対をいたします。

次に、第6 2号議案について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

やけに長たらしい条例案ですが、要するに消費税が上がるのに連動して、施設使用料等の引き上げをしようというものだと理解をいたします。

しかし、まず国は、消費税を引き上げることだけは早々と決めましたが、社会保障については、給付の引き下げと負担増の社会保障プログラム法案を可決させました。それを受け、中間市としてこのような全ての施設の使用料に一律に消費税増税分を上乗せすることは、問題があると思います。

民間企業では、仕入れ時に仕入れ業者に支払った消費税相当分を、自分が受け取った消費税から差し引いて納税すると聞いていますが、地方自治体ではこの最終的な納税がありません。しかも、消費税の引き上げ分は、社会保障財源としてではありますが、その率に応じて地方消費税交付金として中間市にも交付があります。確かに、消費税の増税は、その維持費等で支払いに影響するとは思いますが、民間企業とは違って、このように国から消費税の一部が交付をされるわけです。

ところが、今回の条例案でいきますと、市民は消費税の増税分を別途支払った上に、その消費税の受取人である自治体から、また取られることになります。少し、不都合ではないでしょうか。

また、公共的な施策については極力努力をして、このような負担増については、自動的に引き上げないことが必要ではないでしょうか。

以上により、この条例案には反対をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第59号議案から第62号議案までの条例改正4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第59号議案中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第63号議案

日程第12. 第64号議案

日程第13. 第65号議案

日程第14. 第66号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第63号議案から、日程第14、第66号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第64号議案、第65号議案、第66号議案について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、第64号議案について申し上げます。

今回指定を行う市民図書館につきましては、平成23年度から公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としておりますが、平成26年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、公募、審査を行いました結果、平成26年4月1日からは新たに、株式会社図書館流通センターに指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、株式会社図書館流通センターは、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、公立図書館の指定管理を受託した経験が豊富であること、また、民間企業のノウハウを生かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることなどあります。

なお、指定管理の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

討論において、委員から、公立図書館については、利益追求のための人件費を抑えようとする民間企業にはなじまないとの意見がありました。

次に、第65号議案について申し上げます。

今回指定を行う施設は、体育文化センター、武道場、弓道場、幼児用プール、市営野球場、ジョイパルなかま庭球場、屋島庭球場、遠賀川河川敷市民グラウンドの8施設です。これらの施設につきましては、平成23年度から公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としておりますが、平成26年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、公募、審査を行いました結果、平成26年4月1日からは新たに、中間市体育協会・ミズノグループに指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、中間市体育協会・ミズノグループは地域に根差したスポーツ振興活動の実績があり、社会体育施設の管理経験も豊富であること、民間企業のノウハウを生かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることなどであります。

なお、指定管理の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

次に、第66号議案について申し上げます。

市民会館につきましては、平成18年度から公募によることなく、公益財団法人中間市文化振興財団を指定管理者としており、平成26年3月31日をもって指定期間が満了いたしますが、平成26年4月1日からも引き続き、同財団に指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、公益財団法人中間市文化振興財団は、平成18年度から当該施設の指定管理者として指定されており、この間、地域に密着したさまざまな自主事業を効果的に行いながら、本市の芸術文化振興に大きく寄与してきたこと、また、指定管理料につきましても、平成20年度からの3年間と平成23年度からの3年間を比較しますと、約5.7%の経常的な経費削減を行い、効率的な施設運営を行っていることなどであります。

なお、指定管理の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第64号議案、第65号議案は賛成多数で、第66号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第63号議案について審査を行いましたので、その概要結果をご報告申し上げます。

現在、太陽の広場は、中間市老人クラブ連合会により管理されておりますが、平成26年3月31日で満了となることから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続

等に関する条例に基づき、来年4月からの指定管理者を指定するものです。

選定方法につきましては、現在の指定管理者である中間市老人クラブ連合会は高齢者と密接な関係を築き、老人福祉の増進に寄与していることなどから公募は行わず、同連合会を候補者とし、候補者選定につきましては、指定管理者選定委員会の意見をもとに総合的に判断した結果、引き続き、同連合会が指定管理者として選定されたものです。

また、指定期間につきましては、5年間となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第64号議案及び第65号議案について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

地方自治法での公の施設に関する条項では、住民の福祉を増進する目的をもって設置することをうたい、その目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができます。つまり、直営が原則だが、住民サービスの向上につながる場合に例外として、指定管理者制度をとることができることです。決して、経費削減だけが目的ではありません。

公共図書館は、住民の身边にあって、各人の学習に必要な図書や資料、情報を収集・整理し、その利用に供するという、生涯学習を進める上で最も基本的かつ重要な施設であるという、1988年の社会教育審議会分科会中間報告にうたわれたような内容を確保するために努めなければならないということです。

ところが、民間任せの指定管理業務では、業務の継続性も、職員の工夫や努力も全てにおいて、企業の利益が優先してしまうこととなります。プライバシーの問題も公務員労働者とは、その守るべき基準が違います。しかも、利益追求の第一の手段が人件費です。できるだけこれを低く抑えようとします。その結果、ころころと人が入れ替わることも危惧されます。業務の継続性や専門性の構築は阻害されるでしょう。しかし、そのような運営状態は、地方自治法でうたう図書館の設置目標とは方向が違うのではないかでしょうか。

中間市ならではの、きめの細かい情報を迅速に提供できる、住民に支持され愛される図書館こそ目指すべき方向だと思います。

また、2008年には、文部科学大臣の国会審議の答弁で、長期的視野に立った運営が難しいことから、図書館に指定管理者制度はなじまないとの発言もなされていますし、2011年には総務大臣からも図書館とか知に属する、知の領域に属するものは指定管理者制度の対象からはずす、明らかになじまない。行政が直営でスタッフを配置して運営すべきだとの発言もなされています。当然の発言だと思います。

よって、64号の図書館の民間指定管理者については反対いたします。

また、65号の中間市体育文化センターほか7件についても、図書館とほぼ同様の内容ですので反対をいたします。こうした福祉を増進する目的を持った公の施設を安易に民間に任せる指定管理者制度の導入には反対です。少なくとも、半官半民の財団法人までが限界であります。

以上で意見を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

議題のうち、まず第63号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第66号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第15. 議員提出議案第3号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、議員提出議案第3号中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

職員給与削減の中止条例の提案に当たっての提案理由を述べます。

中間市の職員の給与は、18歳から定年の60歳までの中間に当たる42歳を事例として見ますと、平成12年度月額38万6,600円をピークに徐々に下がり続け、平成18年度の閣議決定により給与改定が行われ、35万7,000円と2万3,000円も引き下げられたのであります。それだけではありません。定数の削減も要請され、平成16年には540人在籍していた職員は、平成25年には440人と、大幅に削減されている状態です。

では、市職員の仕事の量が大幅に削減されたのでしょうか。民間に作業を委託したからと仕事が減ったのでしょうか。そうではないのです。それどころか、職員減とともに事務の機械化や市民の高齢化の進行等々、そのことに関連してさまざまな仕事の量が増加したのではないでしょうか。

市役所は市民の生活と密接な関係があり、市民との間でさまざまな問題が生じるところです。職員が真に住民に奉仕するということに生きがいを、そして誇りを、職務に対する責任の自覚を醸成するためにも、職員一人一人の、そしてまた、職員の労働を尊ぶ姿勢が管理者に求められているのではないでしょうか。

さて、今回の給与引き下げは、ここ10年間引き下げられた給与をさらに来年の3月まで新入職員から管理職、再任用職員まで全ての職員が4.77%から9.77%を毎月カットする。

先に例として出しました42歳の場合、毎月約3万円にもなっていますし、50代以上の職員は5万円から6万円の引き下げにもなるという苛酷なものです。子どもが、高校、大学と一番教育費がかさむ時期でもあり深刻であります。そしてこのことは、生活設計に

も大きな支障をもたらすものです。

ある市長の記者会見の記事が報道されていました。地方交付税は本来地方固有の財源であって、国が地方公務員の給与カットと連動させてきた、要請してきたことは、地方自治体の財政自主権をないがしろにしている行為で、到底容認できない。極めて遺憾だと述べ、給与カットは行わない方針を決定したということでした。全国でこのような自治体が26.7%にも及んでいると言われています。

もちろん、中間市長においても同様の思いをされていることは理解はしておりますが、政府が民間大企業に課している東北大震災復興のための特別復興法人税を1年前倒しで中止することを含め、法人税減税を行う一方で国民や公務員にはそのしわ寄せを押しつけるということは、到底認めるわけにはいきません。

地方自治体として、このような政府の理不尽な要求には毅然とした対応をすべきではないでしょうか。もし、政府が自らの失政を棚に上げて、こうした自治体の当然な対応にペナルティを課すような事態が生じるようなことがあれば、厳しく抗議をすべきであります。

中間市民も、また国民もこの政府に対して厳しい審判を下すでしょう。このことを申し上げ、提案理由とするものであります。議員諸氏のご賛同を願うものであります。

以上で終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第3号中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本議員提出議案については、原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立少数であります。よって、議員提出議案第3号は原案否決されました。

日程第16. 意見書案第22号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、意見書案第22号「要支援者」を介護保険給付の対象者から外さないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

要支援者を介護保険給付の対象者から外さないことをもとめる意見書案の提案説明をいたします。

政府・厚生労働省は、介護保険で要支援1、2と認定された人への介護保険サービスを廃止し、2015年から段階的に市町村任せの新しい地域支援事業に移すことを打ち出しました。ところが、サービス切り捨てに反対する世論に押され、11月14日の社会保障審議会介護保険部会で厚生労働省は訪問看護やリハビリ、訪問入浴などは、これまでどおり、介護保険給付で行うことを提案いたしました。

しかし、ホームヘルパーやデイサービスについては、あくまで市町村の事業に丸投げし、あらゆる手段を使って費用額の伸びを低減させるとしています。費用削減の手法として、厚労省があげているのはNPOやボランティアの活用です。介護の専門職が担っている訪問介護や通所介護をボランティアなどに任せて安上がりにするというものです。要支援者の訪問介護から生活援助を基本的に外しているのは、とりわけ問題ではないでしょうか。食事、掃除、洗濯といった生活支援をバラバラにして民間事業者やNPOが担うといいますが、これでは、ホームヘルパーのように生活全般を見守って必要な援助をする人がいなくなってしまいます。

また、要支援者といっても、認知症を始め、深刻な問題を抱えた人がいます。ホームヘルパーやデイサービスなど、介護保険の中心的な介護サービスの切り捨ては介護難民を増やすことになります。

さらに、新しい地域支援事業は、基本的に内容や人員基準、利用料、報酬単価が自治体の裁量に任されます。市町村の財政が厳しい中、地域間でサービスの内容や利用料に格差が広がるのは確実です。

40歳以上の国民は、介護や支援の必要性が生じれば、保険給付を受けられるという前提で介護保険料を支払い続けております。最も利用頻度の高いサービスだけを途中で保険給付から外すなどという要支援外しなどの改悪案はきっぱり撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護制度にすべきです。

以上で提案理由を終わります。皆様方のご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第22号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第22号「要支援者」を介護保険給付の対象者から外さないことを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

日程第17. 意見書案第23号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、意見書案第23号ブラック企業の根絶を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第23号ブラック企業の根絶を求める意見書案の提案説明をいたします。

ブラック企業という呼び名はもともと暴力団のフロント企業という意味で使われていました。しかし、数年前から若者たちの間で、違法・無法な働き方で労働者を使い捨てにする企業がブラック企業と呼ばれるようになりました。そしてそれが有名企業にまで広がって、社会問題となつたのが今の実態であります。

典型的なやり方は、新卒の若者を正社員として大量に採用し、過大な仕事を与え、長時間労働とパワーハラスメントで選別することです。その結果、多くの若者が心や体を病み、入社からわずか二、三年で退職に追い込まれています。大手の企業の中でも、3年間に社員の半数がやめた会社も多々あります。

これらは、非正規社員等の増加の中で、会社側から見れば社員のかわりはいくらでもあるという状況と、社員の側から見れば、先行きの不安からどんなにひどい状況でもやめられないということがあります。

先の参議院選挙でもこのことが大きな問題となり、安倍内閣も表向きはブラック企業対策に乗り出すと言わざるを得なくなりました。

厚生労働省は、9月を、若者の使い捨てが疑われる企業への取り締まり強化月間とし、田村厚生労働大臣は、若者が使い捨てにされる問題を野放しにしておいたのでは、日本の将来はないとの発言までなされています。

しかし、その反面、安倍内閣の進めようとしている成長戦略の名による労働法制の大改悪は、ブラック企業を生み出す土壤を耕し、ブラック企業への大きな支援策となっています。

例えば、派遣労働を常用雇用の代替えにしてはならないという大原則に対し、厚生労働省の今後の労働者派遣制度のあり方に関する研究会では、根本から再検討が必要という報告書を出しています。また、それに基づいて、労働政策審議会では、そのための法改正に向けた議論がされています。もしこれがまかり通りますと、会社は大手を振って正社員を減らし、派遣社員への置き換えが自由となってしまいます。

また、その一方で、非正規社員から正社員への道を閉ざす規制改革も同時に進めようとしています。

ことし4月施行の労働契約法では、パート・アルバイト・契約社員等の有期雇用の労働者が、本人の希望で契約の定めのない雇用契約に転換できる期間を5年とするとなっていますが、これを10年に変更しようとしています。多様な働き方を保障する雇用の規制改革という触れ込みであります。

また、名ばかり正社員が実態の限定正社員制度や裁量労働制の拡大、先の第一次安倍内閣で廃案となったホワイトカラー・エグゼンプションなども、雇用の規制改革の名のもとに進められようとしています。

これらがこのままかり通れば、ブラック企業が当たり前の社会となってしまい、まともな会社が淘汰をされます。そして、日本の社会や経済は抜け道のない迷路に追い込まれることになります。何としても、このような状況から脱して、諸外国では当たり前である雇用と当たり前の労働の基準を確保することが重要だと思います。

そのためにも、現存するブラック企業の根絶を図る一連の施策が緊急に求められていると思います。そのことを求めるこの意見書に対し、皆さん方のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第23号については、委員会の付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ブラック企業の根絶を求める意見書案について討論を行います。

ブラック企業という言葉は、IT技術者が使い始めたもので、ブラック企業を題材にした小説や映画などによって認識され、就職活動生によって広がったものです。

明確な定義はありませんが、直接的には、就職難で内定が得られない学生や正社員を希望する若者を大量に採用し、苛酷な労働を強いて、退職に追い込み、多大な利益を上げている企業で、いわゆる若者を使い捨てにする悪質な企業を指しています。

公明党は一昨年に実態調査を行い、就職活動中の大学生らの意見交換を重ねる中で、政府に提言を行うなど、ブラック企業対策を進めてきました。

昨日、厚生労働省よりブラック企業の調査結果の発表がありましたが、私どもの提言も踏まえて行われたものであり、政府も対策強化に取り組んでいます。

そもそも、ブラック企業の問題は、社員をどのように認識しているのかという経営及び雇用理念の問題であり、意見書に述べられるような、規制緩和で非正規雇用が増えてきたことがブラック企業の存立の基盤とは一概に言い切れるものではありません。

本意見書は、ブラック企業の問題と派遣法を直接結びつけ、雇用理念の問題と、雇用形態の問題を混同しており、問題をすりかえているとしか言いようがなく、賛同できないことから反対とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第23号ブラック企業の根絶を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案については議長は可決と採決いたします。

日程第18. 意見書案第24号

次に、日程第18、意見書案第24号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の趣旨説明を行います。

憲法が基本原理の一つとして掲げる国民主権の原理は、主権者である国民の意思に基づいて国政のあり方を決定していくという統治のあり方を示すものであります。

そして、国民主権が十分に機能するためには、国民が国政に関する事項について十分な情報を保有し、あるいはそれに容易にアクセスすることができ、その情報に基づいて自由に思考し、表現し、報道するなどの諸活動が行われ、これらによって主権者としての意思が形成されることが前提であります。

政府・自民党と公明党が法案の修正案について合意をし、第21条に、「国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならない。」また、2項に、「出版または報道の業務に従事するものの取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反を著しく不当な方法によるものと認められない限りは、正当な業務による行為とするものとする」とする文言が追加されましたが、その判断は検査機関や裁判所任せであることはこれまでと変わらず、何ら市民の権利や取材の自由を保障することにはならないことは明らかであります。

政府が保有する一定の情報を秘密として国民の知り得ないところに置くような法律は、日本国憲法の人権保障・国民主権・平和主義という三つの基本原理と根本的に矛盾し、憲法を実質的に否定するものとならざるを得ません。

こうしたことから、ノーベル賞を受賞した益川敏英教授、白川秀樹教授ら31人が特定秘密保護法案に反対する学者の会を発足させ、衆院での採決強行に抗議し、「憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす。学問と良識の名において秘密国家・軍事国家への道を開く法案に反対する」と廃案を求める声明を発表したことも報じられています。これだけではなく、映画監督やまた報道機関なども反対の声明を発表していることはご承知のことろであります。

参議院での審議もわずか20時間余り、その強行採決の仕方に多くの国民が不安を感じ、意見を上げていることは看過できません。

しかも、強行採決した後に、安倍首相の、「今後国民に十分説明を行っていく」などという談話を記者会見で述べていることは、余りにもお粗末と言わなければなりません。

このように国民をないがしろにする悪法は、一日でも早く撤廃をしなくてはならないと思うものです。議員諸氏の賛同をお願いし、趣旨説明を終わるものであります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第24号については委員会の付託を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。

○議員（2番 植本 種實君）

中間クラブの植本種實でございます。賛成討論をいたします。

この秘密保護法は国民の知る権利と表現の自由を大きく制限するものです。何が、何のために秘密かというのが秘密だという、限りなく灰色、グレーな法律です。

また、先の参議院選挙では、この秘密法については一言も触れていません。また、国会での審議も短くおざなりでした。そして、寄せ集めの多数決で成立しました。多数決の暴挙であります。この法律が実施されると、時の権力に悪用され、国民の生活に大きな不幸をもたらす恐れがあります。速やかに撤廃すべきこの意見を添えて賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

次、草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

反対討論を行います。趣旨説明が、いただいている意見書案の中身と随分違ってたんで、とまどつておるんですが、まず、この特定秘密保護法、もう成立いたしましたけども、この法の仕組みというか概要、法の仕組み自体が皆様方は理解されてあるのかなあというふうに思ったので、ちょっと仕組みの概要を説明させていただきます。

国の安全と国民の生命・身体・財産を守るために、必要な情報を特定秘密として指定をして、管理、保護、そして活用するのがこの法律でありますし、その特定秘密に指定できる対象も限られています。安全保障に関する情報のうち一つ、防衛、2、外交、3、スペイ防止、4、テロ防止、この四つに限られているわけであります。特定秘密の指定期間、これ5年でありますけども、更新も可能で、原則30年までと、（発言の声あり）30年を超える更新は閣議決定が必要であって、30年を超えて、一部例外を除いて、60年

を超えてはならないとあります。

首相は、有識者会議の意見を聞いて、特定秘密の指定、更新など運用に関する統一基準を作成し、運用状況も有識者会議に報告すると。さらに、第三者機関によって運営が監視される。取扱者が漏えいした場合は懲役10年以下の刑、特定秘密の報道は脅迫など法令違反や著しく不当な方法による取材以外は正当な業務として処罰をされないとあります。

宮下議員もおっしゃっていましたように、修正を重ねた結果、その知る権利という部分では、最終的には、裁判に任せるから何ら変わりがないというふうなことをおっしゃいましたけども、この、秘密ですから、仮に取材する側がこのことが秘密保護の指定を受けているかどうかということすらわかりませんが、仮にそうやったものに対して取材をした場合、それは正当な取材であれば、何ら罰せざりというものが基本の考え方でございますし、憲法35条で、これ以外にも正当な取材というのは罰せざりというのも、今現在でもきっちと制定をされてありますから、この二つのことを読み合わせれば、より一層私たちの知る権利というものについては、確保、担保されてあるものだと私は理解をしております。

正当な業務に当たらない取材、この意見書の中にも、何か市民団体とか弁護士さんが、共謀、教唆、扇動、こういったことで5年以上の懲役に科せられるんじゃないかというふうなことをおっしゃってますけども、正当な業務に当たらないものとしたら、脅迫など法令違反に当たる場合は、取材相手の人格を踏みにじるような著しく不当な方法に限ると。ですから、脅迫とか、扇動とか、反対にそういうことをすれば当たり前に罰せられるのが常識でありまして、特定秘密保護法の部分に関しては、こういったもの、それプラス著しく不当な方法で取材を行って得た情報に対してという部分のものも定義されてあります。例えて言うならば、以前、西山事件、ございました。これは、この著しく不当に当たる取材行為によって得た情報を、国会内で、ある国会議員を通して皆さん方に公表したというのが経緯でありますけども、こういったものであるんであろうと私は認識をいたしております。

そして、意見書案の1、2、3、4、ございます。2番目に関しては、この条文のどの部分を読まれて、こういった文言が、条文が書かれてあるのかなということも理解しかねます。3番、4番については、一番最初に申し上げましたような、法律の仕組み自体のものから読んでいただければ理解していただけるのではないかと、第三者機関のチェック機関等々による部分につきましては、御党の国会議員さんの方々が国会の中で十分に要求、発言をされれば、私はそれでよいのではないかというふうに考えております。

短時間で終わります。あと、特定秘密保護法について識者の声がございました。そうだなと思ったんで、紹介させていただきますが、先進諸国を見ても、防衛や治安に関する重要な情報は特別扱いされており、国民の利益のためには、特定秘密保護法の制定は必要だと。現在、テロやサイバー攻撃などを防ぐためには、国際的な連携が前提となっている。しかし、海外諸国は日本に重要情報を提供すると、その情報が漏れてしまうと思っている

と。この特定秘密保護法は、世界の標準からいっても、ごくごく常識的な法律だと理解してほしいと。マスコミは国民の懸念を払拭できていないというが、国民が懸念を持っているというよりは、一部のマスコミが懸念をあおっているように感じる。大方の人がこの法律の必要性を認めていると思うと。情報統制や戦前の治安維持法に戻るなどの批判があるが、具体的な根拠がないまま尾ひれがついて、大きくなっていると。報道の自由、表現の自由（「討論ですから簡潔にお願いします」の声あり）、もう終わります。あなたもよく同じ注意をされてあるんでもよくわかると思うんですが。このように、よくよく秘密の保護と知る権利、このバランスがよくとれた法律であると私は思いますし、臨時国会で通過をしましたN S C、これをうまく十分に活用するがためにも、この特定秘密保護法というのは必要不可欠だと私は思いますので、この意見書に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。はい、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

この意見書に対する賛成討論をいたします。

今、草場議員がいろいろ言われましたけども、よくわからないと思うんで説明しますというのから入りましたが、そんなみんなにわからないようなことを、なぜ、姑息にもこんなにバタバタと、数十時間の論議ぐらいで決めてしまうのかというところにやっぱり最大の問題があると思います。

そして、これをつくらないと日本の秘密が守られないかのような言い分でありますけども、今でも秘密は40万件近くありますし、自衛隊法とか警察法とか法という、いろいろなところで、治安だのそういう国防に関する部分は秘密だらけです。しかもそれも10年以下の罰則という、今度出された法案とほとんど変わらないような内容なんです。

これを姑息に出された背景には、一番大きな問題は、今アメリカからの武器三原則の撤廃、この要求に対する対応というのも言われています。非常にこうした今の日本の状況を見てますと、戦争状態、特に、尖閣何かでも、諸外国では、南シナ海何かでは話し合いが中心ですけども、何かとなればもう戦争の方向で解決していくとする動きが、特に日本の場合は顕著です。

このような状態の中で、このような法律がまかり通って、しかも、その法律の内容を判断するのが、官僚や行政の特定の立場にいる特定の人間が判断するわけですから、幾ら草場議員が安心ですというふうにお墨つきを与えられても（発言の声あり）これは決して安心できる内容ではありません。

ですから、最初に言いましたように、少なくとも姑息にこんなに急いで決める内容ではないということを、この意見書案に対する賛成意見といたします。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第24号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と採決いたします。

日程第19. 意見書案第25号

日程第20. 意見書案第26号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、意見書案第25号及び日程第20、意見書案第26号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。

意見書案第25号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書案と第26号介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書案の説明を行います。

まず、消費税の軽減税率制度の導入に係る意見書案ですが、厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢化にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために、社会保障と税の一体改革関連8法案が昨年8月に成立をいたしました。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をいたしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では、簡素な給付措置が実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対策が求められております。食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでおります。

与党の平成25年度税制改正大綱では、消費税10%の引き上げ時に、軽減税率制度を

導入することを目指すとし、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で結論を得るものとすると合意されております。よって、政府においては、下記の事項について速やかに実施することを強く求めます。

1、軽減税率制度の導入に向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図ること。

次に、介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書案の趣旨説明を行います。

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまでに個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討を進めています。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であり、また、介護予防給付も4,000億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになってきております。

また、介護予防給付を担う事業者も地域の中で育ってきており、大きな力となっています。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになります。よって、国におかれでは、以下の項目について、十分配慮の上、特段の取り組みが図されることを強く求めます。

1、新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から市町村の現場で適切に事業を実施するよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。

2、特に、介護給付とあわせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。

3、これまでの地域支援事業については、事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に取り組めるよう配慮すること。

4、新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備にあわせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、議員の皆様のご賛同のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

意見書案第25号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書案に対する反対討論を行います。

この中で、消費税の引き上げについては、国民の暮らし、特に中堅・低所得層の生活に大きく影響を与えることや逆進性という指摘まで入っています。しかし、そこまで悪いこととわかっているのなら、まず、消費税率の引き上げを根本的に見直すことから始めるべきではないでしょうか。

大和総研のリポートによりますと、この軽減税率は、低所得者だけでなく高所得者にも及ぶことから、決して逆進性が緩和されるものではないと指摘をしています。

また、軽減税率制度の導入を7割が望んでいるとの文言がありますが、その前に、消費税率の引き上げには過半数の国民は反対であり、この7割という数値は、やむを得ず実施された場合の限定期的な状況を想定した場合の回答ではないでしょうか。

与党の税制改正大綱での軽減税率については、公明党の主張していた消費税10%への引き上げ時という主張は、自民党の反対により税率10%時に導入するという文言に変えられ、12月12日に発表されました。

しかし、この引き上げ時の引き上げという文言の削除は、実施時期に大きなずれを生み出します。自民党の主張どおりに実施されると、消費税を10%に引き上げても軽減税率の導入の保証はなく、さらに、それ以上に引き上げる時点ではじめて導入しても問題はないということになります。

そのことは、10%への引き上げを2015年10月と決めているにもかかわらず、軽減税率制度の実施時期の明言がないことからも明らかであります。

今、この軽減税率の実施については、実施内容の混乱や実施による税収不足をどうするのかという議論まで起こっています。

しかし、なにも影響の大きな中間層や低所得者層に多大な負担を求める消費税増税を実施することなく、270兆円もの内部留保をため込んでいる大企業や富裕層にその能力に応じた負担を求めれば済む話ではないでしょうか。元来の税と負担の考え方は、そこから

出発をしていますし、諸外国の一般的な考え方もそうです。

ところが、国民・庶民には復興税を今後10年から25年にもわたって課税しようとしたながら、大企業の復興特別法人税は、1年前倒しで今年度末で廃止をしようとしています。8,000億円の減税にもなるそうです。

また、消費増税と同時に始められた社会保障の改革は、介護・医療・年金・福祉の分野で負担増と給付減の総額で新たに3兆円にもなろうとしています。

消費税増税は、その実施自体が景気にも国民生活にも多大な悪影響を及ぼします。そうした、問題のある消費税増税は、直ちにやめるべきであり、そうしたことからこれを容認することを前提とした立場からの今回の意見書案については、反対をいたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

介護保険における新たな地域支援事業の導入に係る意見書案について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

政府は、介護保険で要支援1、要支援2と認定された要支援者を介護保険給付の対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移す計画です。これ、先ほどの意見書提案の説明でもしましたように、この意見書は要支援者への保険給付の削減など、介護保険の改悪を前提にしたもので賛同できるものではありません。

現在、要支援1、2の対象になっている人は全国で150万人、中間市ではことし10月末現在、1,124人います。重度者向けのサービス財源を確保するため、軽度者を保険給付の対象から外し、新たな地域支援事業を受け皿にするというものです。

要支援2は、2006年の制度改悪で、要介護1の人の約60%が対象になり、受けられるサービスが少なくなりました。その理由は、介護予防に重点を置くというものでした。重点を置いたはずのサービスを改定から7年で制度の対象外にしようとするものです。軽度の段階でしっかりと支援をして、重度化させないことのほうが財政的にも負担の軽減につながります。

以上のことから反対討論をいたします。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうちまず意見書案第25号消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第26号介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成25年第5回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 堀田英雄

議員 小林信一

議員 井上太一